

令和2年 5月 14日

保護者各位

緊急事態宣言の解除に伴う 保育の受け入れについて

あさひこども園 園長 高尾 高鐘

日ごろから園の運営にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

本日の政府発表によって滋賀県内の「緊急事態宣言」が解除される見込みとなっております。「緊急事態宣言」が解除された場合、5月18日（月）からは原則、通常通り保育させていただきます。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が終息したわけではありませんので、下記に記載の児童は草津市の要請通り5月31日（日）まで家庭保育にご協力ください。

- ① 両親・もしくはいずれかの保護者が仕事をお休みされている児童
- ② 家庭保育が可能な児童

また、当園では5月15日（金）に通常保育の準備を整えさせていただきますので、今週中は可能な限り家庭保育にご協力下さい。

※ 5月の登園予定をご提出頂きましたが、「緊急事態宣言」が解除された場合、5月18日（月）以降はご提出頂いた内容に関わらず登園頂いて結構です。